

# 共生のまちを目指して

## 「障がいがあってもなくても安心して働けるまち」

子どものころ、思い描いた将来の夢。

あなたは、どんな仕事がしたいと思っていましたか。

「得意なことを生かしたい」「社会の役に立ちたい」など。

働くことは、ひとつの「社会参加」の形。

障がいの有無に関わらず、このまちの一員として共に働き、互いに支え合いつながります。市での取り組みをご紹介します。

▼地域福祉課 ☎23局366017



▲市内の福祉事業所で就労に向けたサービスを利用している方たち

『共生のまち』とは？

❖ 共に同じ場所で生活する

「共生」とは、性別や国籍、年齢、そして障がいの有無も関係なく、互いの人格や個性を尊重し合い、支え合いながら共に生活することです。排除することでも、同化することでも、住み分けることでもありません。お互いを「理解」し合い、それぞれが「少しの気配り」をすることで、誰もが暮らしやすい環境を作ること。それが私たちが目指す「共生のまち」です。

働くことで  
社会参加をするために

❖ 福祉事業所で働くための準備

「障害者自立支援法」に定められたサービスの中には、障がいがある方が一般の企業などで働けるよう、

必要な準備をするためのものがあります。

市内の福祉事業所では、クッキーや竹炭などの製造販売、水耕栽培などによる農産物の生産、飲食店での調理や接客などの業務を通じ、一般企業などで働くための準備をしている方が多くいます。

❖ 障がいがある方の就労を支援

平成22年、市では就労支援専門員を配置しました。働く準備が整った障がいがある方と企業などの仲介をはじめ、公共職業安定所や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、状況に応じて、助言や支援を行っています。

